

# 四街道市こどもプラン

～子ども・子育て支援事業計画～

概要版



平成 27 年 3 月

四街道市

## 1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、少子高齢化が進むとともに、核家族化の進行や地域とのつながりが希薄化していることから、子どもや子育てを取り巻く環境は、厳しさを増しています。

子どもが欲しいと思う人が子どもを持ち、子育てしやすい環境にしていくために、子どもや子育て家庭を地域全体が支える仕組みの構築が求められています。

平成 27 年度から開始される「子ども・子育て支援新制度」では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の 3 つを柱とし、地域における子ども・子育て支援を充実させることにより、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざしています。

本市では、子ども・子育てを取り巻くさまざまな課題に積極的に取り組み、子ども・子育て支援の質と量の充実を図るとともに、家庭、学校、地域などすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。本計画は、そうした取り組みを通じて、すべての子どもたちの健やかな成長を支援できるまちをめざすことを目的として策定するものです。

## 2. 計画の位置づけと性格

本計画は、子ども・子育て支援法第 2 条の基本理念を踏まえ、同法第 61 条第 1 項の規定に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

また、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 120 号）の改正により、法律の有効期限が 10 年間（平成 37 年 3 月 31 日まで）延長されたことから、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置づけ、これまで当市の市町村行動計画（四街道市こどもプラン）により展開してきた次世代育成に係る施策を継承し、一体的に策定する計画とします。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

ただし、計画期間中、国の動向や社会情勢が変化した場合は、本計画を見直すなど、その変化に柔軟に対応していきます。

年度	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
	進捗確認・ 評価		進捗確認・ 評価		進捗確認・ 評価

## 4. 基本理念

本市は、将来に向かって、めざすべきまちの姿である将来都市像を「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」と設定し、本市の地域資源である、人、自然、歴史を大切にしながら、文化を育み、都市機能と市民活動、そして子育て環境を充実していくことで、誰もが安心して快適に暮らせる都市として、選ばれる四街道をめざしています。

子育てについては「子育て日本一」を目標とするなか、相談体制や子育て支援サービスの充実はもとより、遊びや生活の場となるこどもルームを全小学校敷地内で運営するほか、地域で子どもたちを育てる活動を推進し、安心して子育てできる環境づくりに取り組んできました。

子どもは「生きる力」「今とこれからを生き抜く力」を生まれ持っています。しかし、自立心の育成、心身の調和のとれた発達のためには周囲の環境が重要であり、地域全体で子育てに理解や関心を持ち、寄り添うことが大切です。

このことから、子育て支援サービスのさらなる充実だけでなく、子育て家庭への情報提供や同世代の交流の場づくりにより、地域で子育てできる環境をつくるのが急務となっています。

本市では、市民参加によるまちづくりを継続して実施してきた実績を有していることから、これを強みとし、地域住民と行政が一体となって地域の子育て環境の向上に取り組み、子育ての孤立化を防止し、地域全体、すなわち「みんな」で子育て家庭を応援するまちをめざすこととし、基本理念を次のとおりとします。

すくすく子育て・<sup>みんな</sup>地域で子育て 四街道



## 5. 基本方針・施策体系

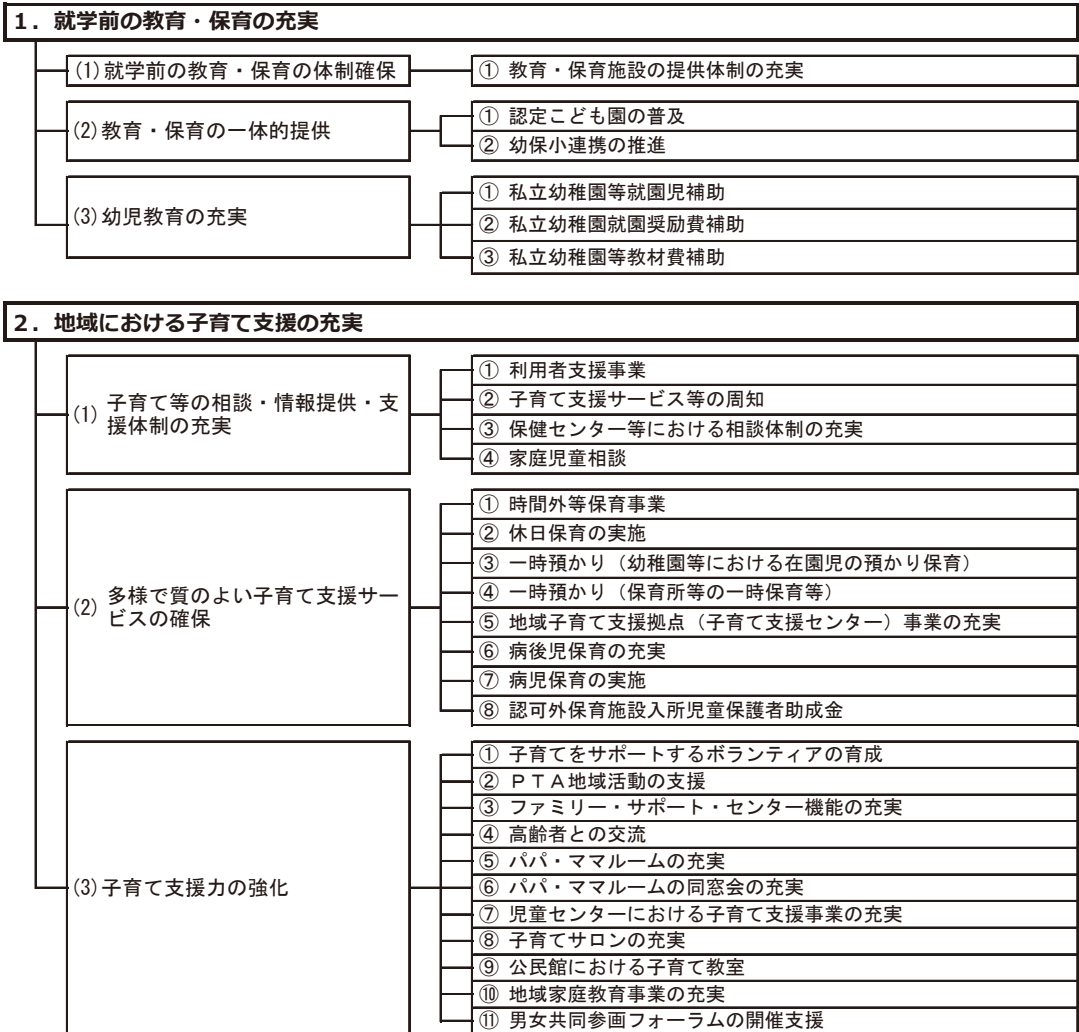
本計画では、基本理念を実現するために、次の5つの基本方針を設定して、それらを柱として総合的に子ども・子育て支援に関する各施策を推進していきます。

### 基本方針1 多様な子育て支援の充実

児童数の増減にかかわらず、保育ニーズは増加傾向にあることから、認可保育所などの教育・保育サービスの提供体制の強化を図るとともに、在宅での子育てを含むすべての子育て家庭を支援するための地域の子育て支援サービスを充実します。

全国的な核家族化の進行や近隣関係の希薄化などにより、子育てに対する負担や不安感・孤立感を感じる家庭が増加しています。このような状況を改善するため、相談しやすい体制づくりを進め、子育てに困っている家庭を減らすとともに、子ども自身の心の問題にも寄り添い対応していくことで、地域で子育てできる環境づくりに取り組みます。

また、地域住民も子育て支援に参加しやすい仕組みづくりを進め、地域全体で子育て家庭を応援するまちをめざします。



## 基本方針2 子どもや母親の心とからだの健康づくり

若年や高齢での妊娠、出産が増加傾向にあるなど、きめ細かい対応が必要な妊産婦が増えています。妊娠中からリスクを抱えていると、子育てへの不安も高まる傾向にあります。このため、保護者の気持ちに寄り添った相談支援により子育てに対する不安の軽減に努めるとともに、子どもの健やかな心身の成長のための適切な保健サービスを提供し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制を充実します。

出産に関する希望の実現をあきらめる理由の一つに、経済的理由が挙げられています。逐次内容を充実してきた子どもに対する医療費助成など、子育てに関する経済的支援を継続して実施し、子育て家庭の負担を軽減していきます。

また、小児医療に関する不安が強いことから、小児救急医療体制について周知を図り、健康や医療に関する不安を軽減します。



### 基本方針3 豊かな心を育む育成環境の整備

小さい子どもを育てながら、就労を希望する保護者が増加しています。子育て支援サービスを利用してきた保護者が、子どもの就学と同時に就労に支障が出ることをないように、こどもルームの充実を図り、保育サービスの提供において切れ目ない支援を実施します。

児童生徒が放課後安心して過ごせる場所の確保に努め、地域住民と子どもとの接点を増やした体験活動を充実し、地域との連携を強化します。

次代の親となる思春期の子どもたちが、子ども自らの生きる力を培い、将来子どもを産み育てる喜びが実感できるように支援することが重要となっているため、心の安らぎとなる家庭の機能や命の大切さ、性に関する正しい理解及び望ましい食習慣の普及など発達に応じた健康教育・思春期保健を推進します。

また、感動することのできる豊かな心を育むため、生まれ育ったまちについての歴史・文化の伝承や豊かな自然を肌で感じ、ふるさとへの愛着や誇りを持ち、心に刻む学習の機会の充実を図ります。

#### 1. 健全な心身の成長に向けた支援

(1) 子どもの居場所・遊び場の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① こどもルームの充実</li> <li>② 児童センター事業の充実</li> <li>③ プレーパーク事業の充実</li> <li>④ 放課後子ども教室の充実</li> <li>⑤ 都市公園・児童遊園の維持管理</li> </ul>
(2) 体験活動等の充実と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子ども会活動の活性化</li> <li>② 芸術・文化活動の機会の拡大</li> <li>③ 公民館での活動の活性化</li> <li>④ 図書館サービスの充実</li> <li>⑤ 国際交流事業</li> </ul>
(3) スポーツ・ボランティア活動等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童生徒のスポーツ活動の拡充</li> <li>② レクリエーション活動の充実</li> <li>③ 総合型地域スポーツクラブの育成</li> <li>④ ボランティア活動への子どもの参加促進</li> <li>⑤ 世代間交流の促進</li> </ul>
(4) 青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 青少年健全育成活動の促進</li> <li>② 青少年相談体制の整備</li> </ul>

#### 2. 次代の親の育成に向けた支援

(1) 健康教育・思春期保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 健康な生活習慣の啓発</li> <li>② 学校保健教育の充実</li> <li>③ 思春期保健の推進</li> <li>④ 食育の推進</li> </ul>
(2) 次代の親の育成と社会活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校教育での家庭の機能等意識の啓発</li> <li>② 四街道ふるさとまつりの実施</li> <li>③ まちづくりへの参加促進</li> </ul>

## 基本方針 4 多様な子育て家庭への支援

社会経済情勢の変化や女性の社会参画意識の変化により、共働き世帯が増加し、その就労形態も多様化しています。仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの実現のために、国では職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や意識の醸成について、積極的・継続的に取り組むこととしています。市でも、事業主の理解と協力のもと、職場における仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境の整備を図り、父親と母親が協力して子育てを行い、子育て意識を共有できるよう、男性も子育てに参画しやすい環境づくりに向けた啓発活動を推進していきます。

ひとり親家庭など特に配慮が必要な家庭や子どもに対しては、相談体制や支援内容などの充実を図り、関係機関と連携して複合的な対応に取り組みます。

また、障害のある子どもに対しては、一人ひとりの状況に応じた生活支援、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の充実を図ります。

### 1. 仕事と家庭の両立支援

(1) 多様な働き方への支援

- ① 育児・介護休業制度等の普及促進
- ② 就労支援
- ③ ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

### 2. 配慮が必要な子ども・子育て家庭への切れ目ない支援

(1) ひとり親家庭への支援

- ① 民生・児童委員活動の充実
- ② 母子・父子等自立支援相談
- ③ ひとり親家庭に対するリフレッシュ機会の提供
- ④ ひとり親家庭児童入学等祝金
- ⑤ 母子寡婦福祉資金・父子福祉資金の貸付
- ⑥ ひとり親家庭に対する医療費助成
- ⑦ ひとり親家庭に対する学習支援

(2) 障害のある子どもへの支援

- ① 相談支援体制の充実
- ② 児童発達支援事業
- ③ 障害のある子どもの受け入れ
- ④ 行動援護・移動支援事業等の充実
- ⑤ 日中一時支援事業の充実
- ⑥ 保育所等訪問支援
- ⑦ 放課後等デイサービス
- ⑧ 居宅介護（ホームヘルプサービス）の充実
- ⑨ 短期入所（ショートステイ）の充実
- ⑩ 私立幼稚園等心身障害児補助及び私立幼稚園等特別支援教育運営費補助
- ⑪ 特別支援教育就学奨励費援助
- ⑫ 重度心身障害者（児）医療費助成
- ⑬ 就学相談の充実

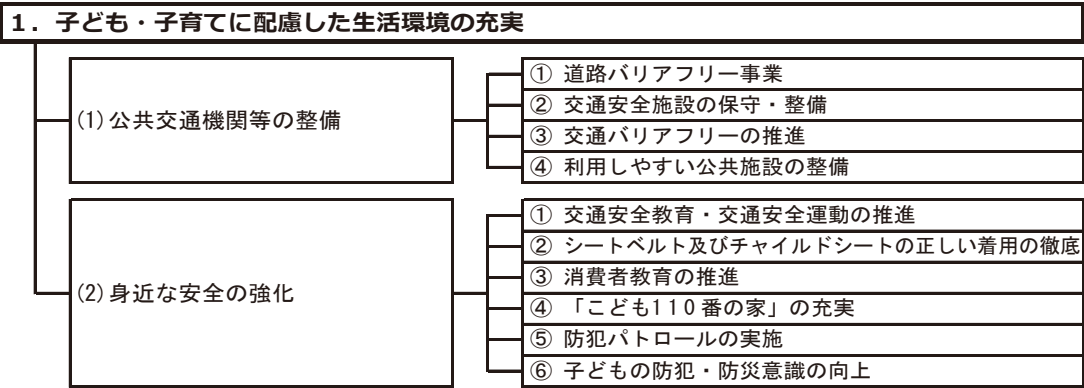
(3) 児童虐待防止対策の充実

- ① 児童虐待防止の広報及び啓発
- ② 地域における相談体制の充実
- ③ 要支援乳幼児家庭の把握
- ④ 児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会の運用
- ⑤ 配偶者暴力被害者支援事業

**基本方針 5 子ども・子育てにやさしいまちづくり**

まちづくり全体において子育て支援を意識し、子どもや子育て家庭が安心して外出できるよう、地域の実情に即し、子どもの視点に立った交通安全対策を推進するとともに、道路や公共交通の整備を実施します。

また、子どもの交通安全意識の高揚に努めるとともに、子育て家庭が安心して子どもを育て、子どもが安全に暮らせるように、家庭、学校、地域などさまざまな分野が連携し、子どもを交通事故や犯罪などの被害から守り、安心・安全な環境づくりを推進します。





## 6. 重点施策

基本理念である「すくすく子育て・<sup>みんな</sup>地域で子育て 四街道」を実現するため、「重点施策」を設定し、重点的・優先的に取り組みます。

### (1) 相談・情報提供・支援体制の充実

教育・保育施設をはじめとするさまざまな子育て支援サービスの中から、適切なものを選択し、円滑に利用できるよう相談に応じ、助言できる体制づくりに取り組みます。また、子育て家庭などへ子育てに関するさまざまな情報が的確に届くよう、子育てガイドブックの配布や市ホームページなどを活用した情報提供を実施していきます。さらに、子育てサロンや子育てサークルなどの情報提供を通じて、子育て世代の交流の活性化を促進していきます。

#### <具体的施策名>

- 利用者支援事業
- 子育て支援サービス等の周知

### (2) 就学前の教育・保育の提供体制の確保

就学前の子どもに、発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供できるよう、計画的に提供体制を確保していきます。特に、保育サービスの量と質の充実や、多様な保育サービスの提供などについては、地域特性を考慮したうえで、民間で設置・運営を行う保育所を設置し、待機児童の解消をめざします。

#### <具体的施策名>

- 教育・保育施設の提供体制の充実

### (3) 多様な保育サービスの確保

利用者ニーズの高い、幼稚園等（認定こども園については1号認定）での通常の教育時間の前後や夏季等の長期休業期間に行う一時預かり（預かり保育）の充実を図るため、幼稚園等に対して支援を行います。また、保育所等における一時預かりの拡充により、育児不安の解消や負担の軽減などを図るほか、新たな保育サービスとして「休日保育」と「病児保育」について実施に向けた体制整備に着手し、多様な保育ニーズに対応していきます。

#### <具体的施策名>

- 一時預かり
- 休日保育の実施
- 病児保育の実施

## 7. 量の見込みと確保方策について

### < 算定にあたっての考え方 >

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（以下「国の手引き」）に従って、児童数の推計とニーズ調査結果を基に算定しました。なお、一部の事業においては、国から示された方法に基づく補正や、本市の実情に合わせた補正を行いました。

### < 児童数の推計 >

量の見込みの算出の基となる児童数の推計は、「四街道市総合計画」における「将来の総人口」と整合を図りました。これは、国勢調査の人口を基準とし、コーホート要因法により算出された推計値に、施策的効果や住宅開発等の特殊要因を加味して算出したものです。

児童人口推計

(単位:人)

年齢	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	675	678	681	681	675
1歳	690	693	697	697	691
2歳	732	735	738	739	732
3歳	731	734	737	738	731
4歳	720	723	726	727	720
5歳	823	820	815	809	800
6歳	842	838	834	827	818
7歳	820	817	812	806	797
8歳	803	799	795	788	780
9歳	821	818	813	807	798
10歳	856	860	864	865	869
11歳	894	898	902	903	907
計	9,407	9,413	9,414	9,387	9,318



## (1) 就学前教育・保育の量の見込みと確保方策

### < 認定区分について >

子ども・子育て支援新制度では、保護者からの申請を受け、3つの認定区分に応じて施設（幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育など）の利用先が決まります。

認定区分	対 象	利用先
1号認定	教育標準時間認定 子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定 子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定 子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園、 小規模保育など

※「保育の必要な事由」

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての労働を含む） | <input type="checkbox"/> 求職活動（起業準備を含む）         |
| <input type="checkbox"/> 妊娠・出産   | <input type="checkbox"/> 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） |
| <input type="checkbox"/> 保護者の疾病、障害                                     | <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれがあること        |
| <input type="checkbox"/> 同居親族の介護・看護                                    | <input type="checkbox"/> 他の子どもの育児休業中であること      |
| <input type="checkbox"/> 災害復旧  | <input type="checkbox"/> その他、上記に類する状態にあること     |

### < 算定について >

国の手引きを基準としながら、3号認定については保育所入所児童数及び平成22年から25年の間の待機児童数の増減率を算出し、単年度増加率に基づき算出しました。

① 1号認定（満3歳以上の教育希望）と2号認定（満3歳以上で教育の利用希望が強い）

		26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1号認定	1,657人 (市外174人含) (26.5.1現在)	1,463人	1,464人	1,466人	1,462人	1,448人
	2号認定(教育希望)		230人	230人	230人	230人	227人
	計		1,693人	1,694人	1,696人	1,692人	1,675人
②確保方策	特定教育・保育施設		176人	176人	614人	614人	614人
	確認を受けない幼稚園		1,770人	1,770人	1,260人	1,260人	1,260人
	計		1,946人	1,946人	1,874人	1,874人	1,874人
②-①		-	253人	252人	178人	182人	199人
確保方策の内容		・量の見込みに対して十分な提供体制が確保される					

※特定教育・保育施設・・・認定こども園、幼稚園のこと

※「確認を受けない幼稚園」・・・子ども・子育て支援新制度が施行されるに伴い、既存幼稚園が国で新設された施設型給付を受ける幼稚園に移行せず、施設型給付に伴う市の「確認」を受けない幼稚園のこと

② 2号認定(満3歳以上で保育を希望)

		26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		594人 (市外37人含) (26.4.1現在)	574人	574人	575人	574人	568人
②確保方策	特定教育・保育施設		585人	629人	665人	698人	698人
②-①		-	11人	55人	90人	124人	130人
確保方策の内容		・量の見込みに対して十分な提供体制が確保される					

※特定教育・保育施設……認定こども園、保育所のこと

③ 3号認定(0歳で保育を希望)

		26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		54人 (市外2人含) (26.4.1現在)	142人	150人	157人	164人	170人
②確保方策	特定教育・保育施設		72人	87人	99人	105人	105人
	特定地域型保育事業		0人	30人	60人	60人	66人
	計		72人	117人	159人	165人	171人
②-①		-	▲70人	▲33人	2人	1人	1人
確保方策の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな認可保育所の整備</li> <li>・既存の保育所の「認可定員」または「年齢別定員」を見直し、利用定員の拡大を働きかける</li> <li>・小規模保育事業等の導入</li> <li>・幼稚園からの認定こども園への移行を働きかける</li> </ul>					

※特定教育・保育施設……認定こども園、保育所のこと  
 ※特定地域型保育事業……小規模保育、家庭的保育など

④ 3号認定(1～2歳で保育を希望)

		26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		319人 (市外21人含) (26.4.1現在)	418人	441人	465人	487人	502人
②確保方策	特定教育・保育施設		278人	309人	333人	354人	354人
	特定地域型保育事業		0人	60人	138人	138人	150人
	計		278人	369人	471人	492人	504人
②-①		-	▲140人	▲72人	6人	5人	2人
確保方策の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな認可保育所の整備</li> <li>・既存の保育所の「認可定員」または「年齢別定員」を見直し、利用定員の拡大を働きかける</li> <li>・小規模保育事業等の導入</li> <li>・幼稚園からの認定こども園への移行を働きかける</li> </ul>					

※特定教育・保育施設……認定こども園、保育所のこと  
 ※特定地域型保育事業……小規模保育、家庭的保育など

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### ①利用者支援事業

子ども及びその保護者など、また妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、新たに相談窓口を設置し、支援します。

また、さまざまなニーズに一元的な情報提供ができるよう、関係機関などと連携を図るとともに、利用支援のための適切な窓口の紹介などを行います。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	未実施	-	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策		-	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	-	-	0	0	0	0
確保方策の内容	・こども保育課窓口にてコーディネーターを配置し、利用者支援事業を実施する					

### ②延長保育事業・時間外等保育事業

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、延長保育を実施し、長時間保育への需要に対応します。

市内保育所等において7時から19時まで（さらに20時まで実施の保育所が1か所）を実施しています。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	359人	393人	394人	395人	394人	391人
②確保方策		393人	394人	395人	394人	391人
②-①	-	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策の内容	・現在、市内すべての認可保育所で実施しており、また、新たに整備予定の認可保育所でも実施し、量の見込みに見合った事業量の確保に努める					

### ③一時預かり事業…一時預かり（幼稚園等における在園児の預かり保育）

幼稚園等（認定こども園については1号認定）在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や夏季等の長期休業期間において一時預かり（預かり保育）を行います。

市内全幼稚園及び認定こども園において実施しています。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	28,052人日	33,035人日	33,069人日	33,103人日	33,016人日	32,709人日
②確保方策		33,035人日	33,069人日	33,103人日	33,016人日	32,709人日
②-①	-	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策の内容	・幼稚園等（認定こども園については1号認定）に在園している教育認定を受けた児童に対する一時預かりであり、市内すべての幼稚園・認定こども園で実施していることから、引き続き、量の見込みに見合った事業量の確保に努める					

※人日：年間の利用人数×利用日数

#### ④一時預かり事業…一時預かり（保育所等の一時保育）

##### ファミリー・サポート・センター事業（未就学児）

保護者などのパート就労や疾病、入院などにより一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の子育て不安の解消を図り、負担を軽減するなどのために、主として昼間において、保育所等における一時預かり（一時保育）及びファミリー・サポート・センター事業における未就学児の預かりを実施します。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(一時預かり)9,543人日 (ファミサポ)1,900人日	14,380人日	14,380人日	14,380人日	14,380人日	14,380人日
②確保方策		14,380人日	15,130人日	15,880人日	16,630人日	17,380人日
②-①	-	0人日	750人日	1,500人日	2,250人日	3,000人日
確保方策の内容	・現在実施している保育所等での一時保育事業の提供体制を維持し、新たに整備予定の認可保育所での一時預かり事業の実施を図る ・ファミリー・サポート・センター事業での講習の開催や、さまざまな機会を捉えた周知を図り、提供会員数の増加に努める					

※人日：年間の利用人数×利用日数

#### ⑤地域子育て支援拠点事業…地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の孤立感・不安感の増大などに対応するため、地域の身近な場所において、子育て親子の交流の場の提供や交流の促進、地域における子育て全般に関する支援を行う拠点として常設しています。

公立2か所、私立6か所の計8か所で実施しています。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	25,130人回	30,972人回	31,104人回	31,236人回	31,260人回	30,984人回
②確保方策	7か所	9か所	10か所	10か所	11か所	11か所
確保方策の内容	・保育所新設の際には地域子育て支援拠点(子育て支援センター)の設置を働きかける					

※人回：年間の利用人数×利用回数

#### ⑥病児保育事業…病児・病後児保育事業

保育所等を利用している乳幼児が病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間の一時的な預かりを実施します。

子どもが病気にかかり集団保育ができない場合などの病児保育の実施に向けて、市内の医療機関と連携を図りながら、体制を整備していきます。

また、市立中央保育所で実施している病後児保育を継続するとともに、さらに幼稚園児を対象とした病気回復期の預かりを検討します。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	38人日	1,160人日	1,160人日	1,160人日	1,160人日	1,160人日
②確保方策 病後児保育事業		1,160人日	1,160人日	1,160人日	1,160人日	1,160人日
②-①	-	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策の内容	・現在実施している施設での提供体制を確保する (本市では病児保育を実施していないため、病後児保育の受け入れ可能枠を確保方策として設定した)					

※人日：年間の利用人数×利用日数

### ⑦子育て援助活動支援事業…ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

子育ての援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（依頼会員）をつなぎ、小学生までの子どもを預かる相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1,018人日	1,226人日	1,346人日	1,478人日	1,624人日	1,783人日
②確保方策		1,226人日	1,346人日	1,478人日	1,624人日	1,783人日
②-①	-	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策の内容	・ファミリー・サポート・センター事業での講習の開催や、さまざまな機会を捉えた周知を図り、提供会員数の増加に努める					

※人日：年間の利用人数×利用日数

### ⑧乳児家庭全戸訪問事業…乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業

主に生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を、保健師や助産師が訪問し、母親の産後うつや子育ての不安を軽減するための相談に応じ、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(訪問数) 579人 (訪問率) 78.9%	675人	678人	681人	681人	675人
②確保方策の内容	・実施機関：四街道市 ・実施体制：市職員（保健師、助産師など）					

※人：年間の利用実人数

### ⑨妊婦健康診査…妊婦一般健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた妊婦B型肝炎母子感染防止のための血液検査、妊婦超音波検査などの医学的検査を実施します。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	698人	700人	700人	700人	700人	700人
②確保方策の内容	・健診回数：14回まで ・実施場所：千葉県内外医療機関及び助産 ・所実施体制：医療機関への委託 ・実施時期：妊娠期間					

※人：年間の利用実人数

### ⑩放課後児童健全育成事業…こどもルーム事業

小学生を対象として、放課後や小学校の休業日に、遊びや生活の場となるこどもルームを開設・運営します。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	455人	615人	614人	612人	608人	604人
②確保方策		550人	610人	610人	610人	610人
②-①	-	▲65人	▲4人	▲2人	2人	6人
確保方策の内容	・各ルームにより状況が異なるので、児童の集団の規模、専用室の面積等を考慮し、個別に定員の見直しや増改築などの施設整備を図っていく					

※人：登録実人数

## 8. その他の数値目標一覧

区分	単位	実績値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)
パパ・ママルームの土・日曜開催	実施回数(回)	6回	6回
地域家庭教育学級実施回数	実施回数(回)	9件13回	6件18回
乳幼児相談			
3～4か月児相談	受診率(%)	93.3%	100%
8か月歯・離乳食教室	受診率(%)	78%	80%
事故防止方法についての知識の普及	実施回数(回)	12回	12回
	実施人数(人)	686人	700人
乳幼児健康診査			
1歳6か月児健康診査	受診率(%)	95.1%	98%
3歳6か月児健康診査	受診率(%)	88.9%	90%
幼児歯科健康診査・健康教育			
2歳6か月児歯科健康診査	受診率(%)	76.8%	80%
幼児歯科健康教育	実施回数(回)	13回	15回
	実施人数(人)	709人	800人
むし歯のない幼児の割合	割合(%)	85.5%	85%
「こども110番の家」登録軒数	軒数(軒)	2,533軒	3,200軒

## 四街道市こどもプラン ～子ども・子育て支援事業計画～

平成 27 年 3 月

発行 四街道市  
編集 四街道市 健康こども部 こども保育課  
〒 284-8555 四街道市鹿渡無番地  
電話 043-421-2238  
FAX 043-424-2011